

香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン

(令和7年7月改正、令和7年10月施行)

● 適用対象施設（次の条件に該当する場合）

- ・ 香川県内に設置される太陽光発電施設及びその付属設備
(太陽光パネル等が建築物に設置されるものを除く)
- ・ 施設規模

発電設備の出力	設置エリア
50kW以上	香川県内全域
10kW以上50kW未満	周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリア

➤ 周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリア



i	森林法第10条の2第1項に規定する林地開発許可の取得又はみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項に規定する事前協議の対象となっている地域森林計画対象民有林
ii	盛土規制法第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域 (※事業計画の実施に同法第12条第1項の許可を必要とする場合に限る。)
iii	盛土規制法第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域 (※事業計画の実施に同法第30条第1項の許可を必要とする場合に限る。)
iv	砂防法第2条の規定による土地(砂防指定地)
v	地すべり等防止法第3条第1項の規定による地すべり防止区域
vi	地すべり等防止法第4条第1項の規定によるぼた山崩壊防止区域
vii	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域
viii	土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域を含む。)又は土石流危険渓流
ix	条例等において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリア